

ビルクリーニング業

国際協力・国際貢献

外国人技能実習生 受入れのご案内

ビルクリーニング職種

平成28年4月1日認定

平成29年5月22日改定

客室等整備作業（ベッドメイク等）が追加になりました。

日本におけるビルクリーニング技術・技能の高さが諸外国に注目され、東南アジアを中心に外国人技能実習制度を介したビルクリーニング技術導入への要望が高まっています。

この素晴らしい技能・技術を外国人技能実習生に指導し、帰国後、母国での産業活動に貢献・寄与する人材育成のための技能実習生の受入れを検討してみませんか？

I.P.M. 公益財団法人 国際労務管理財団

東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビルディング7階

TEL:03-3354-4841(代) FAX: 03-3354-4847

HP: <http://www.ipm.or.jp> E-mail: kigyo@ipm.or.jp

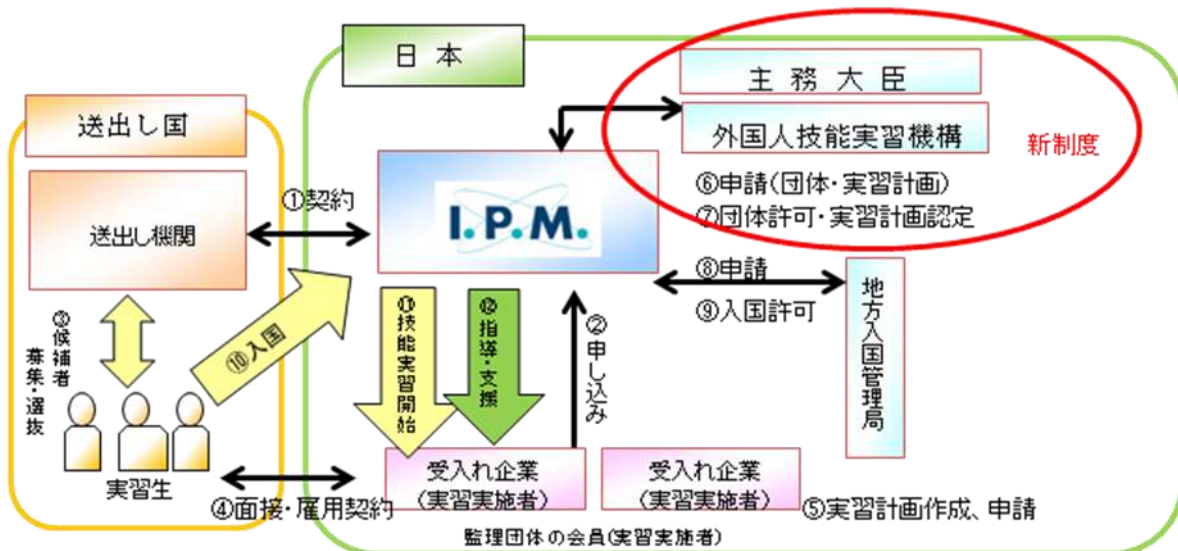
本部・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲山研修センター

現行の技能実習制度の仕組み

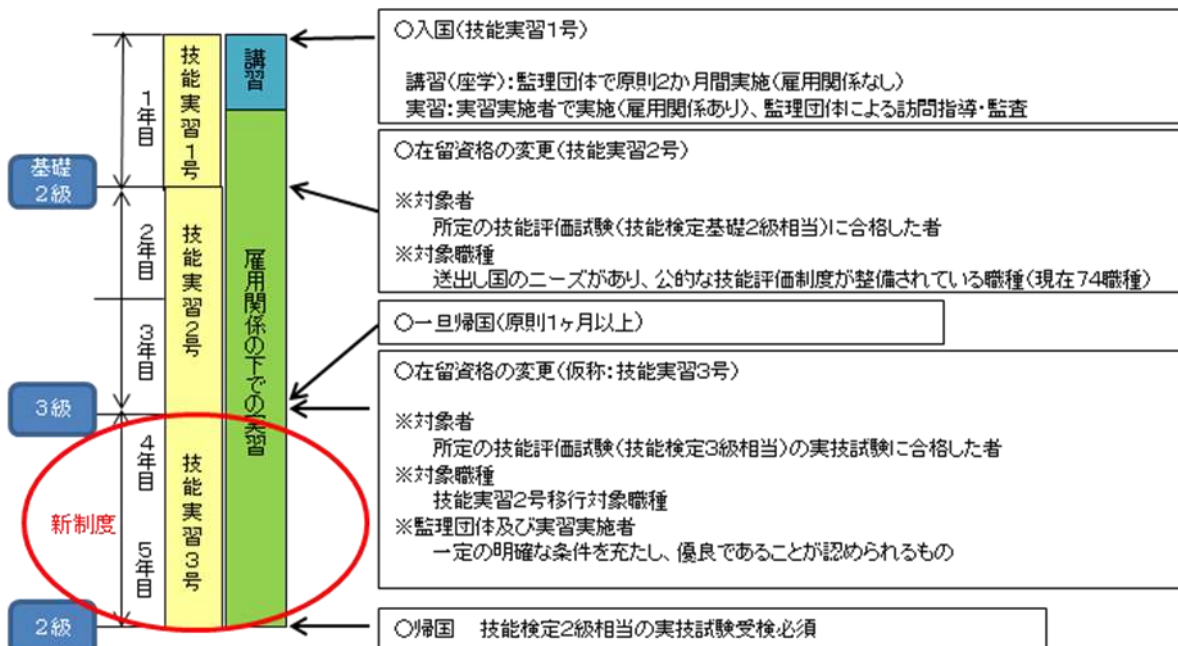
●外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の青壮年を一定期間（最長5年間）日本の産業界に受入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。

●技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令が適用されており、現在全国に約23万人（平成28年末）在留している。

技能実習制度の受入れの仕組み（団体監理型）



技能実習の流れ



【CHECK】

2016年11月28日、国会において、技能実習新法である「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が公布され、2017年11月に施行されることとなりました。一定の条件を満たした優良な団体と企業については、最長5年の受入れが可能となります。

ビルクリーニング職種（ビルクリーニング作業）について

ビルクリーニング業において技能実習生を受け入れようとする場合の受入れ基準は次のとおりとなります。

●技能実習実施者（受け入れ企業様）の要件

第1号「建築物清掃業」または第8号「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること

●作業の定義

～技能実習制度上のビルクリーニング職種（ビルクリーニング作業）とは～

ビルクリーニングは、不特定多数の利用者が利用する建築物の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別の清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業をいいます。

●必須作業 ～技能実習生に必ず行わせる作業～

	作業の段取り	クリーニング作業	※ベッドメイク作業	
1年目	・器具及び資材の取扱及び整備作業 ・什器及び備品等の取扱作業	・器具・資材の使い方の修得 ・各種清掃補助	・ベッドメイク作業	安全衛生作業 (3年間共通)
2年目	・資機材の取扱及び整備作業 ・什器及び備品等の取扱作業	・日常清掃作業 (トイレ日常清掃作業を除く)	・ベッドメイク作業	
3年目	・資機材の取扱及び整備作業 ・什器及び備品等の取扱作業	・日常清掃作業 ・定期清掃作業 (トイレ定期清掃作業を除く)	・ベッドメイク作業	

※ベッドメイク作業は必要に応じて行うこと。

●関連・周辺作業 ～上記作業に関連した作業～

関連作業

- ①資機材倉庫の整備作業
- ②建物外部洗浄作業（外壁、屋上等）

周辺作業

- ①建築物内外の植栽管理作業（灌水作業等）
- ②資機材の運搬作業（他の現場に移動する場合等）
- ③客室等整備作業（ベッドメイク作業を除く）

●作業対象とはならない作業

ビル設備管理作業、施設警備作業、ハウスクリーニング作業、受付業務作業等

受入れについての具体的な相談等については I. P. M. までご相談ください。

【問い合わせ先】

I. P. M. 企業部 [TEL:03-3354-4841](tel:03-3354-4841) 担当：風間、前田、押野見、金川

公益財団法人 国際労務管理財団は、1993年に労働省(現厚生労働省)の許可を受けて設立されて以来、外国人技能実習生の受入れを中心に、日本企業の海外進出や技術移転の支援、国際人材交流等を通じて、海外進出企業の発展ならびに技術交流を通じた国際貢献に尽力してまいりました。

外国人技能実習生の受入れでは、中国をはじめペルー・フィリピン・ベトナムから、これまでに多数の若者を受入れてまいりました。

各国の若い世代が日本企業の進んだ技術、生産管理システム、労務管理システム、および、勤労精神などを学んだ後、母国の発展に寄与しております。一方、日本企業からは、外国人技能実習生の受入れが日本人従業員の意識改革にも良い影響を与えてくれているとの声を多く頂戴しております。

また、移転や進出など、海外に視野を広めておられる企業向けにも、セミナー開催・海外調査活動などを通じて、わが国の主として中小企業の発展を様々な側面からサポートさせていただいております。

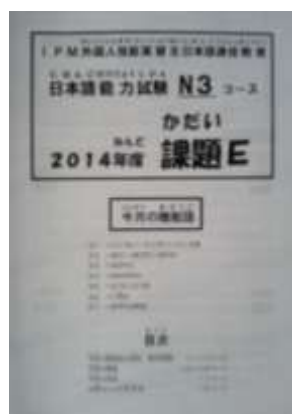
当財団の理念は「協心」という言葉です。これは皆が力を合わせて一つになった心を表します。「人」の重要性を知る企業の皆さまの良きパートナーとして「協心」の精神で心の通うお付き合いをモットーにサポートにあたる当財団をどうぞよろしくお願いいたします。

I.P.M.の日本語学習・企業支援の取り組み

I.P.M.独自のサポート

I.P.M.では、実習生が1カ月の国内研修を行ったセンターを離れ実習を始めた後も、日本語の学習を続けられるように、研修センター日本語教師陣が「I.P.M.外国人技能実習生日本語通信教育(添削課題付き)」や「外国人技能実習生向け新聞(つながるひろがる)」を独自に作成し、毎月、実習生に届けております。実習生の能力に合わせてレベル別に、無理なく学習が進められるようになっております。実習には日本語能力が必要とされていますので、そのための学習ツールとして大いに活用していただけます。

また、I.P.M.では長年の国際労務管理の経験を生かし、企業の皆さまが外国人技能実習を円滑に進めるためのアドバイスとして「外国人若者との付き合い方」を提供しています。



【写真左より】

- 「外国人若者との付き合い方～ボーダーレス時代のトラブル解消に向けて～」
- 日本語通信教育教材
(添削課題付き)
- 技能実習生向け日本語新聞
～つながるひろがる～